

令和5年度12月分の特別交付税について

令和5年12月

自治財政局財政課

特別交付税制度の概要

1. 総額

- 地方交付税総額の6%に相当する額
(地方交付税法第6条の2)

※ 94%が普通交付税

2. 役割

- 普通交付税の補完的機能 (地方交付税法第15条)

※ 個別の算定項目等については、省令に規定

- 全国一律の算式で算定する基準財政需要額の算定方法によっては捕捉されなかった特別の財政需要があること

例) 地域医療 (公立病院等)、地域交通 (地方バス・離島航路等)、消防救急関係 等

- 普通交付税の額の算定期日後に生じた災害等のため特別の財政需要があり、又は財政収入の減少があること

例) 災害関係 (地震・台風・豪雨等)、除排雪関係 等

3. 交付時期

- 年2回に分けて交付
(地方交付税法第15条、第16条)

※ 県分、市分は総務省が算定、町村分は県が算定

<第1回> 12月に交付 (総額のおおむね1/3以内)

早期に数値の把握が可能でルールで算定できるもの

<第2回> 3月に交付

ルールで算定できるものに加え、被災自治体等の個別の財政需要を把握した上で算定

4. 特別交付税総額

【令和4年度】

11,131億円

(12月分 2,953億円)
(3月分 8,178億円)

【令和5年度】

11,322億円 (対前年度比 +1.7%、+191億円)

※1 補正後ベース

※2 当初は11,017億円 (対前年度比 ▲1.0%、▲115億円)

1. 交付スケジュール

12月11日(月) 省令公布・施行、12日(火) 閣議報告・交付決定、14日(木) 現金交付

<参考> R4：12月12日(月) 省令公布・施行、13日(火) 閣議報告・交付決定、15日(木) 現金交付

2. 算定状況

(単位：億円)

区 分	令和5年度 A	令和4年度 B	増減額 (A-B)	増減率 (A-B) / B
道府県分	625	667	▲ 42	▲ 6.3%
市町村分	2,283	2,286	▲ 3	▲ 0.1%
計	2,908	2,953	▲ 45	<u>▲ 1.5%</u>